

消費者被害注意報 No. 78

豪雨災害に便乗した悪質商法にご注意！

今年の7月に西日本を中心とした豪雨災害がありました。今後、悪質な事業者による、災害を口実とした消費者トラブルの発生が予想されますので、注意しましょう。

事例1 「火災保険を利用すれば自己負担なしで屋根の修理ができる。」と業者が突然訪ねてきた。

保険申請も代行してくれるというので契約したが、後日、不信感を覚え解約を申し出たところ、高額な解約料を請求された。

事例2 「被災地の義援金を集めている」というボランティアが訪ねてきた。断ってもなかなか帰ってもらえない。



(消費者庁イラスト集より)

《相談員のアドバイス》

- ・突然、業者から勧誘されても安易に契約してはいけません。損害保険を利用するかどうかに関わらず、住宅修理をする場合は、複数の業者から見積りを取り、契約内容を十分検討してから契約しましょう。
- ・保険申請は業者まかせにせず、事実に基づき、自分で手続きしましょう。分からない場合は損害保険会社や損害保険代理店に相談しましょう。
- ・義援金は、確かな団体を通して送りましょう。公的機関などのかたり、義援金を振り込ませる例があります。振込口座がその確かな団体の正規のものであることも確認しましょう。こうした義援金詐欺は、過去の災害でも報告されているので、注意が必要です。

見守りのポイント



- 大規模災害が発生すると、点検商法や便乗商法など、災害に関連した消費者トラブルが発生する傾向にあります。
- 8月～10月は台風等による災害が予想されます。「住宅の修理が至急必要」などと言われても、慌てずに、家族や周囲の人に相談するよう、呼びかけましょう。

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ！

相談専用電話 ☎043-207-3000

※月曜日～土曜日9:00～16:30※祝日・年末年始は除く